

事務処理規約（案） 比較表

厚生労働省（例）	大阪府（案）
<p style="text-align: center;">〇〇県（都・道・府）市町村 <u>保険医療機関等又は指定訪問看護事業所に係る不正利得の回収に係る事務処理規約（例）</u></p> <p>（目的） 第1条 この規約は、<u>県（都・道・府）が国民健康保険法（昭和33年法律第192号。以下「法」という。）第65条第4項の規定による委託を受けて行う不正利得の回収（同条第3項の規定により保険医療機関等又は指定訪問看護事業者から返還させ、及び支払わせる額の徴収又は収納をいう。以下同じ。）に係る事務</u>について必要な事項を定め、当該事務を迅速かつ適正に処理することを目的とする。</p> <p>（定義） 第2条 この規約において使用する用語は、法において使用する用語の例による。</p> <p>（委託の対象となる事案） 第3条 <u>県（都・道・府）が法第65条第4項の規定による委託を受けて行う不正利得の回収に係る事案は、次に掲げるものとする。</u></p> <p>(1) 広域的な対応が必要なもの <u>法第65条第4項の規定による委託を受けて行う不正利得の回収に係る事務（以下「委託事務」という。）が県（都・道・府）内の二以上の市町村の被保険者に関するもの</u></p> <p>(2) 専門性の高いもの <u>次に掲げるもの</u></p>	<p style="text-align: center;">大阪府における <u>国民健康保険診療報酬等の不正利得の回収に係る事務処理規約（案）</u></p> <p>（目的） 第1条 この規約は、<u>大阪府（以下「府」という。）が、国民健康保険法（昭和33年法律第192号。以下「法」という。）第65条第4項の規定による委託を受けて行う不正利得の回収（同条第3項の規定により保険医療機関等又は指定訪問看護事業者から返還させ、及び支払わせる額の徴収又は収納をいう。以下同じ。）に係る事務（以下「委託事務」という。）</u>について必要な事項を定め、当該事務を迅速かつ適正に処理することを目的とする。</p> <p>（定義） 第2条 この規約において使用する用語は、法において使用する用語の例による。</p> <p>（委託の対象となる事案） 第3条 <u>委託事務に係る事案は、府内の保険医療機関等又は指定訪問看護事業者に係るもので、各市町村が納入の告知、督促等を行ったにも関わらず不履行となったものであり、次に掲げるものとする。</u></p> <p>(1) 広域的な対応が必要なもの <u>府内の二以上の市町村の被保険者に関するもの</u></p> <p>(2) 専門性の高いもの</p>

ア 健康保険法（大正11年法律第70号）第80条の規定に基づく保険医療機関等の指定の取消し、同法第81条の規定に基づく保険医若しくは保険薬剤師の登録の取消し又は同法第95条の規定に基づく指定訪問看護事業者の指定の取消しを受け、開設者の所在状況等が把握困難なもの

イ 保険医療機関等又は指定訪問看護事業者が無資力又はこれに近い状態であるもの

ウ 保険医療機関等又は指定訪問看護事業者につき、破産法（平成16年法律第75号）第30条第1項の規定により破産手続開始の決定がされているもの又はこれに近い状態であるもの

は誤り
(正) 市町村が保険医療機関等
又は指定訪問看護事業者から

(委託の対象となる事務の範囲)

第4条 県（都・道・府）が受託する委託事務の範囲は、次に掲げるものとする。

(1) 保険医療機関等又は指定訪問看護事業者に対して行う納入の告知に関すること

(2) 保険医療機関等又は指定訪問看護事業者からの返還金等（法第65条第3項の規定により、県（都・道・府）が市町村から返還させ、及び支払わせる金銭をいう。以下同じ。）の収納に関すること

(3) 保険医療機関等又は指定訪問看護事業者に対して行う督促に関すること

(4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第171条の2から第171条の7までに掲げる強制執行等に関すること

(5) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第10号に掲げる債権の放棄及び〇〇県（都・道・府）財務規則第●条に規定する不納欠損処分に関すること

(6) 前各号に掲げるもののほか、委託事務に必要な事項に関すること

健康保険法（大正11年法律第70号）第80条の規定に基づく保険医療機関等の指定の取消し、同法第81条の規定に基づく保険医若しくは保険薬剤師の登録の取消し又は同法第95条の規定に基づく指定訪問看護事業者の指定の取消しを受け、開設者の所在状況等が把握困難なもの

・イ、ウは、即債権整理（債権放棄等）となるため、含まない

(委託の対象となる事務の範囲)

第4条 府が受託する委託事務の範囲は、次に掲げるものとする。

・規約（例）の第4条第1号、第2号、第4号、第5号を削除
本来、市町村の債権のため、市町村が初期対応（納入告知・督促）、法的措置、債権放棄、不納欠損処分を行い、府は、納付の勧奨、所在調査・財産調査を行う旨明記。

(1) 保険医療機関等又は指定訪問看護事業者に対して行う納付の勧奨に関すること

(2) 所在調査・財産調査に関すること

(3) 前各号に掲げるもののほか、委託事務に必要な事項に関すること

(委託)

第5条 関係市町村（委託事務を委託する市町村をいう。以下同じ。）は、不正利得の回収に係る事務を委託しようとするときは、県（都・道・府）が定める日までに様式第1号による委託書を県（都・道・府）に提出するものとする。

2 前項に規定する委託書には、必要に応じて次の書類を添付するものとする。

- (1) 様式第2号による口座振替依頼書
- (2) その他参考となる関係書類

(委託内容の確認)

第6条 県（都・道・府）は、前条の規定により提出された書類に基づき、委託内容及び請求額その他必要な事項を確認し、「不正利得回収事務受託通知書」（様式第3号）により回収に係る事務を受託した旨を通知するものとする。

(返還金等の請求)

第7条 県（都・道・府）は、返還金等の額を決定したときは、速やかに保険医療機関等又は指定訪問看護事業者に様式第4号により、請求するものとする。

(委託に係る手続き)

第5条 市町村は、法第65条第4項の規定に基づき、府に不正利得の回収に係る事務を委託しようとする場合は、当該委託内容が確認できる書類等により、委託の実施について府と協議を行うものとする。

第1項を修正

本件に係る国通知「都道府県による不正利得の回収に係る事務の取扱いについて」に記載のある事前協議について明記

2 前項に定める協議の結果、不正利得の回収に係る事務を府が行うこととなった場合には、関係市町村（委託事務を委託する市町村をいう。以下同じ。）は、府が定める日までに「国民健康保険診療報酬等に係る不正利得の回収に関する事務委託書」（様式第1号）を府に提出するものとする。

3 前項に規定する委託書には、必要に応じて次の書類を添付するものとする。

- (1) 診療報酬に係る債権管理簿（様式第2号）の写し
- (2) その他参考となる関係書類

第1項の修正に伴い
第2項及び第3項を修正

(委託内容の確認等)

第6条 府は、前条の規定により提出された書類に基づき、委託内容及び請求額その他必要な事項を確認し、「不正利得の回収に関する事務受託通知書」（様式第3号）により回収に係る事務を受託した旨を通知するものとする。

(事務受託の通知)

第7条 府は、前条の規定により、不正利得の回収に係る事務を受託したときは、速やかに保険医療機関等又は指定訪問看護事業者「国民健康保険診療報酬等の返還金の回収に関する事務受託のお知らせ及び未納債権の返還について（通知）」（様式第4号）により、通知するものとする。

返還金等の額については、府が決定するものではなく、原則、市町村から提出された「委託書（第5条に規定）」に記載された額となるため、「受託後速やかに……通知」と修正

(返還金等の配分等)

第8条 県(都・道・府)は、保険医療機関等又は指定訪問看護事業者から返還金等を回収したときは、関係市町村に配分する額を速やかに決定し、当該関係市町村に返還額を通知する。

2-① 前項に規定する県(都・道・府)が関係市町村に配分する額は、保険医療機関等又は指定訪問看護事業者から回収した返還金等の額を、関係市町村が請求した額(当該請求額に法第65条第3項に規定する100分の40を乗じて得た額が含まれる場合は、当該額を控除した額)に応じて按分する方法により決定する。

2-② 前項に規定する県(都・道・府)が関係市町村に配分する額は、保険医療機関等又は指定訪問看護事業者から回収した返還金等の額を、関係市町村が委託した債権の消滅時効(民法(明治29年法律第89号)第166条に定める消滅時効をいう。第11条第1項第1号において同じ。)の完成の日の先後を勘案して按分する方法により決定する。

3 県(都・道・府)は、第1項の規定による通知をした日が属する月の翌月の〇〇日(当該日が、銀行法(昭和56年法律第59号)第15条第1項に定める銀行の休日に当たるときはその翌日以降の休日でない日)に返還金等を当該関係市町村が指定した金融機関の口座に振り込むものとする。ただし、当該関係市町村から納入通知書による送金依頼を受けたときは、この限りでない。

(府による収納事務は行わないとしたため、削除)

(完了通知)

第9条 県（都・道・府）は、委託事務が完了したときは、様式第5号による委託事務完了通知書により関係市町村に通知する。

(委託の解除等)

第10条 県（都・道・府）は、委託事務について、必要な手段を尽くしてもなお回収不能となったときは、委託を解除することができる。この場合において、県（都・道・府）は、第5条第2項の規定により関係市町村から提出された関係書類を添えて様式第6号による委任解除通知書を当該関係市町村に送付する。

(不納欠損処分)

第11条 県（都・道・府）は、次の各号のいずれかに該当するときは、不納欠損処分をすることができる。

- (1) 委託事務に係る債権につき、消滅時効が完成し、かつ、保険医療機関等又は指定看護訪問事業者がその援用をしたとき
- (2) 地方自治法第96条第1項第10号の規定による権利の放棄を行ったとき
- (3) 地方自治法施行令第171条の7の規定による債権の免除を行ったとき

2 前項の規定により県（都・道・府）が不納欠損処分を行う場合は、関係市町村に、様式第7号によりあらかじめその旨を通知しなければならない。

(完了通知)

第8条 府は、委託事務が完了したときは、「不正利得の回収に関する事務受託完了通知書」（様式第5号）により関係市町村に通知する。

(委託の解除等)

第9条 府は、委託事務について、必要な手段を尽くしてもなお回収不能となったときは、委託を解除することができる。この場合において、府は、第5条第2項の規定により関係市町村から提出された関係書類を添えて「不正利得の回収に関する事務委託契約解除通知書」（様式第6号）を当該関係市町村に送付する。

(府による不納欠損処分は行わないとしたため、削除)

(手数料の算定方法) (※第2項はいずれかを選択)

第12条 県(都・道・府)は、委託事務の管理及び執行に要する経費に充てるため、関係市町村から手数料を徴収する。

2-① 前項の手数料は、関係市町村が請求した返還金等の額に100分の〇を乗じて得た額とする。ただし、この額に〇円未満の端数が生じたときは、これを切り上げた額とする。

2-② 前項の手数料は、関係市町村への保険医療機関等又は指定看護訪問時業者から回収した返還金等の額に100分の40を乗じて得た額とする。ただし、この額に〇円未満の端数が生じたときは、これを切り上げた額とする。

2-③ 前項の手数料は、委託事務の管理及び執行に要する経費からその他の収入を控除した額を、関係市町村ごとに配分された額に応じて按分した額とする。ただし、この額に〇円未満の端数が生じたときは、これを切り上げた額とする。

2-④ 前項の手数料は、委託事務の管理及び執行に要する経費からその他の収入を控除した額を、関係市町村の数で除した額とする。ただし、この額に〇円未満の端数が生じたときは、これを切り上げた額とする。

(手数料の請求)

第13条 県(都・道・府)は、手数料の額を決定したときは、関係市町村ごとに請求内訳書を作成し、納入通知書を添えて、〇〇県(都・道・府)会計規則第〇条の規定に基づき、手数料の請求をするものとする。

(手数料の払込)

第14条 関係市町村は、前条の規定により手数料の請求を受けたときは、その指定の期日までに県(都・道・府)に払い込むものとする。

(帳簿)

第15条 県(都・道・府)は、不正利得回収事務受託台帳のほか必要名帳簿を備えるものとする。

(委託料の算定方法)

第10条 府は、委託事務の管理及び執行に要する経費に充てるため、関係市町村から委託料を徴収する。

2 前項の委託料は、委託事務の管理及び執行に要する経費を関係市町村の数で除した額とする。ただし、この額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り上げた額とする。

厚生労働省(例)の2-④を採用

返還金等の額や回収金額に一定割合を乗じて委託料を算定する方法(①や②)については、割合についての明確な基準が無いこと、また、経費を配分額に応じて按分する方法(③)については、配分額の多寡により業務量が変わるわけではないことから、不採用とした。

(委託料の請求)

第11条 府は、委託料の額を決定したときは、関係市町村ごとに請求内訳書を作成し、大阪府財務規則第22条の規定に基づき、関係市町村に対し納入通知書により請求するものとする。

(委託料の払込)

第12条 関係市町村は、前条の規定により委託料の請求を受けたときは、その指定の期日までに府に払い込むものとする。

(帳簿)

第13条 府は、不正利得回収事務受託台帳のほか必要な帳簿を備えるものとする。

(準用)

第16条 県(都・道・府)の経理事務については、この規約に定めるもののほか、県(都・道・府)会計規則の規定を準用する。

(その他)

第17条 この規約に定めるもののほか委託事務に関して必要な事項は、県(都・道・府)が別に定める。

附 則

この規約は、平成〇年〇月〇日から施行する。

(様式については省略)

(準用)

第14条 府が行う事務処理については、この規約に定めるもののほか、府の関係規程を準用する。

(その他)

第15条 この規約に定めるもののほか、委託事務に関して必要な事項は、府が別に定める。

附 則

この規約は、平成31年4月1日から施行する。

(様式については省略)

(様式第1号)
(文書番号)
平成 年 月 日

〇〇都道府県知事
様

市町村名
代表者名 〇〇市町村長 〇〇印

保険医療機関等又は指定訪問看護事業者に係る
不正利得回収事務委託書

〇〇市(町村)は、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第65条第4項の規定に基づき、保険医療機関等又は指定訪問看護事業所に係る不正利得の回収に係る事務を、〇〇県(都・道・府)保険医療機関等に係る不正利得の回収に係る事務処理規約に定めるところにより、〇〇県(都・道・府)に委託します。

記

1. 保険医療機関等コード _____
保険医療機関等又は
指定訪問看護事業所の名称 _____
2. 返還金額(合計) _____円
うち加算金額 _____円
3. 委託理由
4. 契約期間 平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日

(様式第1号)
(文書番号)
年 月 日

大阪府知事 〇〇 〇〇 様

市町村名
代表者名 △△市町村長 〇〇 〇〇印

国民健康保険診療報酬等に係る不正利得の
回収に関する事務委託書

〇〇市(町・村)は、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第65条第4項の規定に基づき、保険医療機関等又は指定訪問看護事業所に係る不正利得の回収に係る事務の一部を、「大阪府における国民健康保険診療報酬等の不正利得の回収に係る事務処理規約」に定めるところにより、大阪府に委託します。

記

- 1 保険医療機関等コード _____
保険医療機関等又は
指定訪問看護事業所の名称 _____
- 2 返還金額 _____円
うち加算金額 _____円
- 3 委託理由
- 4 契約期間 年 月 日 ~ 年 月 日

(様式第3号)
(文書番号)
平成 年 月 日

△△市町村
△△市町村長 様

都道府県名
代表者名 ○○県知事 ○○印

不正利得回収事務受託通知書

平成○年○月○日付け ●●●●(文書番号)で提出のあった保険医療機関等に係る不正利得回収事務委託書について、内容を確認した結果、委託を受理することとしたので、お知らせいたします。

記

- 1 保険医療機関(保険薬局・指定訪問看護事業所)名 _____
- 2 委託を受けた請求額 _____円
- うち加算金額 _____円

(様式第3号)
(文書番号)
年 月 日

△△市町村長 ○○ ○○ 様

都道府県名 大阪府
代表者名 大阪府知事 ○○ ○○印

不正利得の回収に関する事務受託通知書

○年○月○日付け ●●●●(文書番号)で提出のあった国民健康保険診療報酬等に係る不正利得の回収に関する事務委託書について、内容を確認した結果、委託を受理することとしたので、お知らせいたします。

記

- 1 保険医療機関(保険薬局・指定訪問看護事業所)名 _____
- 2 返還金額 _____円
- うち加算金額 _____円

(様式第4号)
(文書番号)
平成 年 月 日

医療法人 ○○病院
○○ ○○ 様

○○県(都・道・府)知事 ○○○○印

保険医療機関等又は指定訪問看護事業所に係る不正利得返還請求権
の取得について(通知)

貴保険医療機関(保険薬局・指定訪問看護事業者)に係る診療報酬の請求について、不適當な事実が認められ、返還金等が発生しましたので通知いたします。

当該返還金等は、国民健康保険法第65条第4項の規定により、△△市(町・村)が貴保険医療機関(保険薬局・指定訪問看護事業者)に対して保有している返還請求権について、○○都(道府県)が、△△市(町・村)に代わり取得し、下記のとおり貴保険医療機関に対して不正利得の回収を行います。

返還にあたっては、同封の納付書/請求書にて指定期日までに返還していただきますようお願い申し上げます。

記

請求額(合計) _____円
うち加算金額 _____円

保険者別の請求額は、別紙「保険者別返還金額一覧表」を参照

(様式第4号)
(文書番号)
年 月 日

保険医療機関(保険薬局・指定訪問看護事業者)の名称
開設者 ○○ ○○ 様

大阪府知事 ○○ ○○印

国民健康保険診療報酬等の返還金の回収に関する事務受託の
お知らせ及び未納債権の返還について(通知)

貴保険医療機関(保険薬局・指定訪問看護事業者)から同意書の提出がありました診療報酬の返還(不正分)について、下記1に掲げる関係市町村(以下「関係市町村」という。)から納入の告知を行っておりますが、未だ返還が確認できておりません。

当該返還金等の回収に関する事務については、国民健康保険法第65条第4項の規定により、大阪府が、関係市町村から事務の一部を受託し、下記のとおり貴保険医療機関(保険薬局・指定訪問看護事業者)に対して返還金の回収に関する事務を行います。

返還にあたっては、既に関係市町村が貴保険医療機関(保険薬局・指定訪問看護事業者)に送付している納付書/請求書にて指定期日までに返還していただきますようお願い申し上げます。

なお、納付書/請求書がお手元ない場合は、大阪府健康医療部○○課までご連絡ください。

記

- 1 大阪府へ返還金の回収に関する事務を委託した市町村
別添「保険者別返還金額一覧表」のとおり
- 2 大阪府が受託した返還金の回収に関する事務
(1) 納付の勧奨に関する事務
(2) 所在調査・財産調査に関する事務
- 3 返還金額(合計) _____円
うち加算金額 _____円

【問合せ先】
大阪府健康医療部○○課
○○グループ
担当:
Tel :
Email:

(様式第5号)
(文書番号)
平成 年 月 日

△△市町村
△△市町村長 様

都道府県名
代表者名 ○○県知事 ○○印

不正利得回収事務委託完了通知書

平成 年 月 日付け●●●●(文書番号)で貴市と委託契約を締結した次の事務について、下記のとおり不正利得の回収を行いましたのでお知らせいたします。また、当該事務に係る手数料については、別途送付する納入通知書/請求書にしたがって指定期日までに支払いをしていただきますようお願い申し上げます。

記

- 1 保険医療機関(保険薬局・指定訪問看護事業者)名 _____
- 2 委託を受けた請求額 _____円
うち加算金額 _____円
- 3 回収額 _____円
- 4 未回収額 _____円
うち不納欠損額 _____円
- 5 履 行 期 間 平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日

(様式第5号)
(文書番号)
年 月 日

△△市町村長 ○○ ○○ 様

都道府県名 大阪府
代表者名 大阪府知事 ○○ ○○印

不正利得の回収に関する事務受託完了通知書(◎◎年度分)

年 月 日付け●●●●(文書番号)で貴市(町・村)と委託契約を締結した次の事務について、関係書類を添えて、下記のとおり結果をお知らせいたします。

また、当該事務に係る委託料については、別途送付する納入通知書/請求書にしたがって指定期日までに支払いをしていただきますようお願い申し上げます。

記

- 1 保険医療機関(保険薬局・指定訪問看護事業所)名 _____
- 2 返還金額 _____円
うち加算金額 _____円
- 3 回収済額 _____円
- 4 未回収額 _____円
- 5 履行期間 年 月 日 ~ 年 月 日
- 6 関係書類
(1)
(2)

(様式第6号)
(文書番号)
平成 年 月 日

△△市町村
△△市町村長 様

都道府県名
代表者名 ○○県知事 ○○印

不正利得回収事務委託契約解除通知書

平成 年 月 日付け●●●●(文書番号)で貴市と委託契約を締結した次の事務について、(解除理由)と認めたので、当該委託契約を解除します。当該事務に係る手数料について、別途送付する納入通知書/請求書にしたがって指定期日までに支払いをしていただきますようお願い申し上げます。

記

- 1 保険医療機関(保険薬局・指定訪問看護事業者)名 _____
- 2 委託を受けた請求額 _____円
うち加算金額 _____円
- 3 回収額 _____円
- 4 未回収額 _____円
うち不納欠損額 _____円
- 5 履行期間 平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日

(様式第6号)
(文書番号)
年 月 日

△△市町村長 ○○ ○○ 様

都道府県名 大阪府
代表者名 大阪府知事 ○○ ○○印

不正利得の回収に関する事務委託契約解除通知書

年 月 日付け●●●●(文書番号)で貴市(町・村)と委託契約を締結した次の事務について、下記理由により、当該委託契約を解除します。当該事務に係る委託料について、別途送付する納入通知書/請求書にしたがって指定期日までに支払いをしていただきますようお願い申し上げます。

記

- 1 保険医療機関(保険薬局・指定訪問看護事業所)名 _____
- 2 返還金額 _____円
うち加算金額 _____円
- 3 回収済額 _____円
- 4 未回収額 _____円
- 5 履行期間 年 月 日 ~ 年 月 日
- 6 解除の理由
(_____)

(様式第7号)
(文書番号)
平成 年 月 日

△△市町村
△△市町村長 様

都道府県名
代表者名 ○○県知事 ○○印

不正利得回収事務に係る不納欠損処分について(通知)

平成 年 月 日付け●●●●(文書番号)で貴市と委託契約を締結した事務について、下記のとおり当県にて不納欠損の処分を行うことになりましたので、お知らせいたします。

記

- 1 保険医療機関(保険薬局・指定訪問看護事業者)名 _____
- 2 不納欠損処分を行う額 _____円
- 3 不納欠損処分理由

(参考)

- 1 委託を受けた請求額 _____円
うち加算金額 _____円
- 2 回収額 _____円
- 3 未回収額 _____円

(府による不納欠損処分は行わないとしたため、削除)